参考資料 5

日本語教育関係の閣議決定等(抜粋)

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂) (令和2年7月14日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)(抜粋)

- 3 生活者としての外国人に対する支援
- (1) 暮らしやすい地域社会づくり

行政・生活情報の多言語・やさしい日本語化、相談体制の整備

共生社会実現に向けたやさしい日本語の活用を促進するため、有識者会議を開催し、<u>やさしい日本語の活用に関するガイドラインを策定</u>する。策定したガイドラインに基づき、 地方公共団体などの職員を対象とした研修や広報等の実施を検討する。

[法務省、文部科学省]《施策番号 49》

- 2 . 共生社会実現のための受入れ環境整備
- (4)日本語教育の充実(円滑なコミュニケーションの実現)

就労者も含めた地域で生活する外国人に対し生活に必要な日本語教育を行うため、その教育内容・方法の標準を定めた「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」や、これに準拠した「教材例集」等の周知や活用促進を更に実施し、地域の日本語教育の水準向上を図る。

また、「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」等を活用した、一定の水準を満たした日本語の学習機会が外国人に行き渡ることを目指し、地域住民との交流の場としての公民館等の公的施設の活用にも留意しつつ、在留外国人が生活する地方公共団体が地域の実情を踏まえて取り組めるように地域における日本語教育を推進する。その一環として、地方公共団体が関係機関等と有機的に連携し、日本語教育環境を強化するため、国及び地方公共団体の総合的な体制づくりを着実に推進するとともに、日本語教育の推進に関する法律に基づく地方公共団体の基本方針の作成を促す。さらに、先進的な取組を行うNP 等への支援を実施する。〔文部科学省〕《施策番号 90》

日本語教室空白地域の解消の推進のため、空白地域の地方公共団体に対する教室開設のためのアドバイザー派遣等とともに日本語教室の開設・安定化に向けた支援を行う。また、在留外国人が多いが日本語教室が未設置の市町村がある都道府県において日本語教室開設に向けた研究協議会を開催する。さらに、日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人に対して、生活場面に応じた日本語を自習できるICT教材(14か国語)を開発し、開発できた言語から順次速やかに提供する。〔文部科学省〕《施策番号 91》

参考資料5

日本語の習得段階に応じて、求められる日本語教育の内容及び方法を明らかにし、外国人が適切な日本語教育を受けられ、評価できるようにするため、「ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)」を参考にした「日本語教育の参照枠」や、「日本語能力の判定基準」について検討・作成する。〔文部科学省〕《施策番号 95》

国内外で日本語学習者が増加する中、日本語教育を担う人材の育成が急務となっていることから、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」(平成31年3月文化審議会国語分科会)を踏まえ、地域日本語教育コーディネーター、就労者等に対する日本語教師の養成・研修プログラムの改善・充実・普及を一層推進して日本語教育全体の質の向上を図る。〔文部科学省〕《施策番号96》

外国人等の急増や日本語学習者の多様化等を受け、専門性を有する日本語教師の確保が必要となっていることから、「日本語教師の資格の在り方について(報告)」(令和2年3月10日文化審議会国語分科会)等を踏まえ、日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格である公認日本語教師(仮称)制度を整備することにより、日本語教育の質の向上を図る。[文部科学省]《施策番号 97》

関係省庁・関係機関が連携して日本語教育を総合的に推進していくための会議の開催や、日本語教育に関するポータルサイト(NEWS)の運用等、日本語教育の基盤的取組の更なる推進を図る。[文部科学省]《施策番号98》

日本語教育推進法附則第2条を踏まえ、日本語教育を行う機関(日本語教育を行う学校 (学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する 専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校を含む。)のうち、日本語教育の水 準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備についての検討 を行った上で、日本語教育推進法第8条において、政府は、日本語教育の推進に関する施 策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない とされていることを踏まえ、検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。

[文部科学省、法務省]《施策番号 102》

参考資料5

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための 基本的な方針 (令和2年6月23日閣議決定)(抜粋)

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

4 教育課程の編成に係る指針の策定等

我が国に在留する外国人等にとって,<u>自立した言語使用者として生活していく上で必要と</u>なる日本語能力を身に付け,日本語で意思疎通を図り,生活できるようになることが必要であるが,出身,文化,年齢,在留資格,職業,滞在目的等の多様化が進み,日本語の学習を希望する外国人等が望む日本語教育は一様ではない。国内外を行き来する多様な日本語学習者及び日本語教師をはじめとする全ての日本語教育関係者が参照し,生活,就労,留学といった外国人の活動状況に対応した日本語教育の基準や目標を定めることが可能となるよう,学習,教授,評価に係る日本語教育の包括的な枠組みを示すとともに,これを踏まえ,日本語能力の判定基準の策定を行い,外国人等を受け入れる者による外国人等の日本語能力の把握を容易にし,その普及・定着を図るなどの必要な施策を講ずる。

【具体的施策例】

- ・「ヨーロッパ言語共通参照枠(以下「CEFR」という。)」を参考に,日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし,外国人等が適切な評価を受けられるようにするため,日本語教育に関わる全ての者が参照可能な日本語学習,教授,評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」を文化審議会国語分科会において検討・作成する。
- ・「日本語教育の参照枠」を踏まえ、「生活者としての外国人」が日常生活を営む上で必要とされる生活上の行為を日本語で行い、言語・文化の相互尊重を前提としながら、日本語で意思疎通を図り、自立した言語使用者として生活できるよう支援するため、「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」(平成22年5月19日文化審議会国語分科会)について、文化審議会国語分科会において検証を行い、その改定を行う。